

平成28年 2 月 3 日
農林水産省

養父市の条例について

1. 養父市の条例については、以下のような課題があるものと考えている。
 - (1) 市長が法人に代わって行う農地の保全管理について、市長の努力義務にとどまっており、法人への強制力もないため、農地の所有者である法人から管理を拒否された場合には、原状回復は不可能であること。
 - (2) あらかじめ法人から徴収する積立金(15万円/10a)は原状回復を確実に行う上で十分な水準とはいえず、しかも、積立金は6年目以降毎年1/5ずつ返還され、10年目にゼロになってしまうこと。
- 2 これらのことから、「日本再興戦略」改訂2014にいう、リース契約解除による原状回復に匹敵する確実な原状回復手法とはいえないものと考えている。

(参考)

「日本再興戦略」改訂2014（抜粋）（平成26年6月24日閣議決定）

テーマ4：世界を惹きつける地域資源で稼ぐ地域社会の実現

テーマ4-① 世界に冠たる高品質な農林水産物・食品を生み出す豊かな農山漁村社会

(1)、(2) (略)

(3) 新たに講ずべき具体的施策

i) 生産現場の強化

① (略)

② 農業委員会・農業生産法人・農業協同組合の一体的改革

下記の事項等の改革を「規制改革実施計画」（平成26年6月24日閣議決定）に沿って実施する。

ア) (略)

イ) 農地を所有できる法人（農業生産法人）の見直し

農地を所有できる法人（農業生産法人）の要件について、6次産業化等を図り経営を発展させようとする法人を支援する観点から見直す。①役員要件について、役員等のうち1人以上が農作業に従事しなければならないものとする。②構成員要件について、議決権を有する出資者のうち、2分の1を超える者は農業関係者でなければならない一方で、2分の1未満については制限を設けないものとする。

また、更なる農業生産法人要件の緩和や農地制度の見直しについては、「農地中間管理事業の推進に関する法律」の5年後見直し（法附則に規定）に際して、それまでにリース方式で参入した企業の状況等を踏まえつつ検討する。

所有方式による企業の農業参入の自由化を検討する場合には、リース方式については事実上耕作放棄されたり産廃置場になった場合にリース契約解除による原状回復という確実な担保があることを踏まえ、これに匹敵する確実な原状回復手法（国の没収等）の確立を図ることを前提に検討するものとする。